

報告

令和7年6月12日

南箕輪村議会議長 笹 沼 美 保 様

放課後児童クラブにおける長期休業中の
食事提供等調査特別委員会
委員長 百 瀬 輝 和

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託された下記事件は、会議規則第74条の規定により審査の結果を別紙のとおり報告します。

記

事件名 放課後児童クラブにおける長期休業中の食事提供等調査特別委員会
報告書について

放課後児童クラブにおける長期休業中 の食事提供等調査特別委員会報告書

令和 7 年 6 月

南箕輪村議会

目 次

1. 内部告発の内容
2. 調査目的
3. 調査方法
4. 聴取を行った参考人
5. 放課後児童クラブの背景
6. 放課後児童健全育成事業の役割
7. 放課後児童クラブにおける長期休業中の食事提供の経過
8. 聴取結果の整理
9. 問題の分析
10. 今後の取り組みへの考え
11. 調査特別委員会名簿

1. 内部告発の内容

本村の放課後児童クラブにおいて、令和6年度夏休み中の児童への弁当提供の事業が予算計上されないまま、チケット販売による集金を村職員が行い、委託業者への支払いを行っていた。村の事業を予算化せずに行ったことを疑問に思い、そのことについて理事者や管理職の職員に相談したが、明確な回答がなく改善されなかった。

2. 調査目的

議会に提出された内部告発文書の内容に対する事実確認と、放課後児童クラブにおける長期休業中の食事提供が行政機関の義務として適切に行われたかを調査する。

3. 調査方法

特別委員会委員5人により、4月15日、17日、25日の3日間で参考人13人に対し聞き取り調査を行った。

4. 聴取を行った参考人（13人 聞き取り順）

南箕輪村開発公社社長、前子育て支援課長、前こども館係長、前こども館係、副村長、有限会社マリンフーズグループ社長、総務課長、教育次長、財政係長、前こども施設係長、教育長、こども施設係、村長

5. 放課後児童クラブの背景

放課後児童クラブは、昭和30年代に母親の就労が進む中、保護者が不在となる放課後の子どもの安全・安心な生活を保障する必要性から全国に広まった。多様な運営形態を取り入れつつ、制度として整備が進められてきた。

平成10年の児童福祉法改正により、放課後児童健全育成事業として法制化され、制度的基盤が確立された。さらに、平成27年度からの子ども・子育て支援新制度の施行により、対象年齢の拡大、支援員の資格化、職員の処遇改善などが進み、今日に至っている。

6. 放課後児童健全育成事業の役割

放課後児童クラブは、児童福祉法、こども基本法、児童の権利に関する条例に基づき、子どもの最善の利益を優先して育成支援を行うものである。安心・安全な居場所を提供し、家庭と地域を補完する役割を果たすことが求められている。令和6年5月にこども家庭庁が公表した調査では、放課後児童クラブ利用者の保護者の52%が「昼食の提供」を改善点として挙げており、特に長期休業中の昼食提供へのニーズが非常に高いことが明らかとなっている。

令和6年7月9日のこども家庭庁からの事務連絡「放課後児童クラブにおける小学校長期休業期間中の食事提供について」では、各区市町村においては、こどもや家庭のニーズや状況等を踏まえ、弁当の配達やフードバンク等による支援を行うなど、適切に対応するよう求めている。国では「放課後児童クラブ育成支援体制強化事業」において、昼食等提供の運営事務等を行う職員配置の費用に対する補助も行っており、活用を勧めている。

7. 放課後児童クラブにおける長期休業中の食事提供の経過

令和5年度夏休みに、ボランティア団体による昼食提供が行われ、保護者からは「昼食があると助かる」との声が寄せられた。これを受け、担当課長が担当係長に今後の対応を検討するよう指示した。「おでかけ村長室」でも保護者から仕出し弁当の手配ができないかと要望があったこともあり、村長は議会の一般質問において「配食業者を使うなど、様々な選択肢があるなかで、少なくともどれかの形で実施を考えている」と答弁したことから、担当係において具体的な検討が始まった。まず、予算、業者の確保、日ごとの食数の変動などの課題が整理された。令和6年3月には試行的に、南箕輪村開発公社に依頼し、南箕輪小10食・こども館13食・南部小15食の3か所に計38食の弁当を配達した。1食600円のアレルギー対応弁当であり、写真で内容を確認した上で提供された。契約は行わず、担当係が集金を行い、公社に一括支払いする方式をとった。しかし、公社からは継続提供は困難との回答があった。その後、事業の所管が子育て支援課から教育委員会へ移り、担当者間で引き継ぎが行われた。前担当係からは「課題は多いが村の事業として実施を検討する必要がある」との申し送りがあり、令和6年度夏休みに向けて、村内の民間業者による実施を決定した。担当係は6月4日に保護者あて昼食提供に関するお知らせ文書に関する起案書を提出。翌5日に教育次長の決裁を得て、「すぐーる」で保護者に通知した。起案書提出時、担当係は「村の事業として行うには予算計上

が必要」と説明。こども施設係長には予算額の積算根拠資料も提出し、補正予算をお願いした。教育次長は庁議後、非公式に村長に「補正予算を計上することを考えている」と相談した際、村長からは「予算計上せず民・民でできないか」と投げかけられた。

この経過は担当係には伝わらず、7月8日から14日にかけてチケット販売と集金を行った。担当係は、チケット販売後に予算未計上であったことを知り、予算計上しなかった理由を教育次長に問い合わせた。教育次長から「村長指示があった」と聞き、納得できなかった担当係は、副村長にメールでこれまでの経緯を報告した。その後、副村長と教育次長は財政係長に予算計上について相談をし、財政係長は「村が主体で事業を行うのであれば予算計上が必要である」とアドバイスした。「この流れで事業を行うのであれば補正にするか流用するのか村長とも相談しよう」ということになった。

村長に経過を説明したところ、村長からは「予算化しない方向で検討はしたのか」「役場職員の弁当注文方法はどのように行われているか」との発言があり、それ以上の話し合いとはならなかった。

7月19日に教育次長から「保護者から預かった弁当代はそのまま業者に支払うように」と担当係に指示があり、(有)マリンフーズグループに139,800円を支払った（領収書の宛名は『村長様』）。担当係は、次回から弁当注文と代金支払いは保護者が直接業者と行う方式に変更する旨の保護者あて通知文書について、7月22日に教育長決裁を受けた。担当係は8月に村長にはメールで、総務課長には面談で、経緯の説明や相談を行い、9月20日には村長と面談を行った。村長からは「予算計上せずに村が弁当代を1週間預かったのは良くなかった」「あまり大きな問題にしないように」などの発言があった。

担当係は10月に副村長、総務課長それぞれと協議を行い、予算計上しなかった理由や責任の所在について知りたい旨を伝えた。

これまでの経緯を踏まえて担当係は、保護者が直接弁当注文・代金を支払う方法を(有)マリンフーズグループにお願いし、冬休みはその方法で実施する旨を12月2日に「すぐーる」にて保護者に対し周知した。

12月に総務課長との面談の中で「今回の件は懲戒委員会に諮る案件であり、教育次長、係長、担当係が対象となる」「一般質問答弁の村長の意図は、職員の手がなるべくかからない方法があれば対応するというものであり、予算計上が必要であれば実施する意図はなかった」と伝えられた担当係は、それらの発言に疑問を感じた。

1月29日、担当係は総務課長から面談の機会を設けたと伝えられ、村長、

副村長、教育長、総務課長と面談を行った。12月の「懲戒委員会への諮問案件である」との総務課長発言について、担当係が懲戒処分等の何に抵触するか問うと「議論の結果、懲戒案件に当たらない」との回答であった。村長からは「保護者と業者が直接やり取りすることは可能か不可能か」と再度確認され、担当係は「可能」と返答した。

2月に教育長、教育次長、こども施設係長、担当係が協議を行い、これまでの経過や事実の確認を行ったが、明確な記録が無く、担当係以外の記憶が曖昧な部分もあり、問題解決に至らなかった。

冬休みと春休みは保護者が業者に直接弁当注文・代金を支払う方法で実施され、注文数は大きく減少した。

8. 聴取結果の整理

【担当係】

前任者から引継ぎを受け、事務手続に従い決裁を得て実施したものの、チケット販売前の予算計上の確認を怠っていた。さらに、感情的な対応が見られ、弁当利用者にとって最善の提供方法を考え、冷静に対応する必要があった。

【管理職】

係長は人事異動直後で事業内容を十分に把握しておらず、他業務の引き継ぎに追われる中、担当係に実施内容を任せたため、報告や検討が不十分であった。教育次長は責任者として起案に決裁を行ったが、新規事業であったにもかかわらず、目的達成や課題克服のための協議を十分に行わなかった。庁議等での理事者への正式報告や、要綱の作成、業者との調整が必要であった。

【理事者】

理事者には管理職や係への監督責任がある。実施前の責任は管理職と係にあるが、実施後の対応にも問題があった。特に村長の指示は選択肢を狭め、職員が安心して業務を行える環境を損なっていた。副村長や総務課長の対応も的確とは言えず、組織として原因究明もされていない。理事者と管理職の連携が不十分であり、村長への忖度も見受けられる。組織として機能していなかったことが最大の原因であり、理事者の責任は極めて大きいと考えられる。

9. 問題の分析

昼食提供の実施は、村長の一般質問での答弁が起因である。現場（担当係）は突然の指示に驚き、混乱しつつも対応に努めたが、検討は担当係長および担当係で進められ、情報共有が不十分であった。特に、下から上への適切な報告がなされず、村長の意向を忖度したかたちで物事が進行した。担当係の起案に対し、決裁権を持つ管理者は理事者に相談したが、予算計上には至らず、予算措置がないまま現金を受け取ったことは、地方自治法第 210 条に抵触する可能性が高いと判断される。聴取では、役場内のコミュニケーションの不足や、事業計画と予算決裁の権限の分離による縦割りの弊害、公務員としてあるべき「全体の奉仕者」の自覚の欠如、さらに村長への忖度による意見表明の困難さが問題点として浮かび上がった。その結果、現場が納得しないまま事業が実施された。実施にあたり、アレルギー対応、年齢別対応、急なキャンセル対応、保護者負担、困窮世帯への配慮、保管・配食方法などの課題が明らかとなった。

今後は、子どもの長期休業中における「食の安全」の確保に向けて、企業や飲食店との連携、交付税の活用、先進自治体の事例研究など、幅広い視点から協議を進める必要がある。

10. 今後の取り組みへの考え

現在、各自治体において多様な取り組みが進められている。子どものために保護者が弁当を用意するのが最善ではあるが、時代の変化によりそれが困難な家庭や、生活困窮世帯への支援は行政の重要な責務である。

今回の事案は、利用者の利益を十分に考慮した指示とは言えず、職員の能力を発揮させる機会を奪っている。管理職には、幅広い視野から適切な監督指導を行う責任がある。自治体職員にとって法令遵守は基本である。令和 2 年施行の改正地方自治法では、内部統制機能の強化が求められており、地方公務員法第 39 条第 1 項においても、職員が適正に業務を行うための研修等の機会の確保が定められている。上司が出納事務に関する知識を欠いた場合、違法行為に加担させられる恐れもあるため、組織としての法令遵守と適正な業務遂行が求められる。

内部統制制度は、平成 29 年改正の地方自治法で導入されたもので、町村においても努力義務としてその整備が求められている。これにより、職員の働きやすい環境が整い、住民に信頼される行政サービスの提供につながる。内部統

制において最も重要なのは長（首長）の意識であり、整備と運用の最終責任者として自ら誠実に職責を果たし、倫理観を組織内外に示す必要がある。さらに、業務の効率化、報告の信頼性、法令遵守、資産保全の4つの目的を達成するため、組織構造や職員の責任体制の明確化が不可欠である。副村長や管理職、外部委託者も長（首長）の意向を踏まえた役割を担っており、意思決定における透明性・公正性・迅速性を確保し、議会や住民への説明責任を果たす体制づくりが求められる。このため、行政執行機関として自己検証を行った上で、庁内のガバナンスとコンプライアンスの推進を図ることが必要である。

以上のことから、今回の事案は不適切な処理が行われたことは否定できず、村職員一人ひとりが「全体の奉仕者」としての意識を新たにすることが必要である。議会も行政と連携し、住民福祉の向上に向けて着実に歩みを進めていきたい。

再発防止には、原因究明と風通しの良い職場づくりが必要であり、議会としても倫理条例の制定を予定しており、これに伴う職員アンケート調査への協力をお願いしたい。加えて、放課後児童クラブにおける長期休業中の食事提供を、村の事業として村が主体となり、責任を持って早急に実施するよう求める。

以上、放課後児童クラブにおける長期休業中の食事提供等調査特別委員会報告とする。

11. 放課後児童クラブにおける長期休業中の食事提供等調査特別委員会名簿

委員長 百瀬 輝和

副委員長 笹沼 美保

委員 三澤 澄子

委員 太田 篤己

委員 西森 一博